

政策的随意契約による物品の調達について（契約前公告）

福井県生活学習館案内パンフレットおよび施設使用料表印刷について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を行うので、福井県財務規則第165条第2項第1号（昭和39年福井県規則第11号）の規定により公告する。

令和2年2月21日

福井県生活学習館長 森近 悦治

記

1 契約の内容

- (1) 契約名称 福井県生活学習館案内パンフレットおよび施設使用料表（修正）印刷
- (2) 物品内容 福井県生活学習館案内パンフレット 600部
施設使用料表 600部
- (3) 履行期間 令和2年3月3日から令和2年3月27日まで
- (4) 契約締結予定日
令和2年3月3日
- (5) 担当課および履行箇所
福井県生活学習館 男女参画・企画管理課
電話 0776-41-4200
福井市下六条町14-1

2 契約の相手方の選定基準

福井県内に所在すること。

物品が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所等において製作された物であること。

3 契約の相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 契約の申込みの方法

- (1) 提出期限 令和2年3月3日12時
- (2) 提出先 住 所：福井市下六条町14-1
所 属：福井県生活学習館 男女参画・企画管理課
連絡先：0776-41-4200